

ケアマネ かわら版

2021年
8月号

Vol.65

松江地域介護支援専門員協会

事務局：〒690-0033
松江市大庭町1811-3
株式会社ラッシュあおぞら介護センター(内)
TEL(0852)60-6565
FAX(0852)20-2122
E-mail: aozora-tsukuda@videw.com

人と人とのつながりを大切に



松江地域介護支援専門員協会 会長 岡田 昌治

平素より松江地域介護支援専門員協会の活動にご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。
今年度も会長を務めさせていただきます岡田です。どうぞよろしく願いいたします。

昨年度からの新型コロナウイルス感染症対策におきましては、皆様たいへんご苦労されていることと思います。協会としましては、コロナの影響で予定していたほとんどの事業が中止または延期せざるを得ない状況でした。その反面、県協会を通じてのコロナに関するアンケート調査により、現場の実態把握に努め、行政、医師会、訪問看護等、他団体とも、都度、協議を行って参りました。いずれにしてもあらゆる面において試行錯誤の1年でした。

さて、2021年4月からの介護報酬改定が行われました。要点として以下の5つのポイントが上がりました。

- 地域包括ケアシステムの推進
- 自立支援・重度化防止の推進
- 介護人材の確保・介護現場の革新
- 制度の安定性・持続可能性の確保
- 感染症や災害への対応力強化

特に感染症や災害への対応力強化に関しましては、いつ、どこで、何が起こるかわからない時代となり、自然災害時の支援、BCP作成、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策など、やるべきことも多岐に渡ります。そのあたりは今年度の研修計画にも組み込んでいきたいと考えております。

今年度は、コロナ禍において、いかにしてケアマネジャーとしての資質向上に努めていけるか？また利用者様に快適な生活を提供できるか？が課題となるかと思いますが、昨年度の貴重な経験を活かして、利用者様と向き合い、より良い支援を行っていただけるよう協会としてしっかりサポートしていきたいと考えております。

これまで以上に「人と人とのつながり」を大切に、この難局をみんなで乗り越えていきましょう。

引き続き、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

 福祉用具レンタル・販売・住宅改修

フィット アップ
Fit up

介護保険事業者番号: 3270103058
株式会社かすみコーポレーション フィットアップ
〒690-2103 島根県松江市八雲町西岩坂329番地1
TEL(0852)67-3323 FAX(0852)67-6390

株式会社 花みずきナースステーション

いつも、あなたと共に歩み、力になります



〒690-0859
島根県松江市国屋町322番地8
TEL 0852-33-7511
FAX 0852-33-7512
ホームページ <http://hanamizuki3228.com>

松江地域介護支援専門員協会 定期総会が書面議決にて行われました。

総会後には『災害ケアマネジメントについて ～西日本豪雨を通じて～』と題し研修会も行われています。

会場とzoomで参加されたお二人の感想です。

災害ケアマネジメントについて

もちだの郷居宅介護支援事業所 日高玉恵



災害が「いつどこで何が起るかわからない」というところがここ近年のイメージとなっている。

まずはBCPを知ることが大切。介護支援専門員に何が出来るだろうか？情報を適切に伝えること。ハザードマップの確認。優先順位をつけて業務を遂行すること。

災害時リスクマネジメント等活用方法を習得し、一度にはできないが、徐々にトリアージをしていく手法を

学んでいきたいと思いました。島根町の火災を通して、経験して初めてわかることがあると実感しました。

火災時はポリ袋を被って避難する方法。5段階の警戒レベルの変更があり、避難勧告がなくなった。高齢者は第3段階で避難。カップ麺は非常食でお湯が使えないことがある。袋を破ってすぐ食べられるもののほうが良い。など事業所としてBCPの作成を検討している過程ですが大変参考になりました。

災害時に今からできるケアマネジメントを

鹿島病院やまゆり居宅介護支援事業所 原真理



私は、毎年のように、新聞等で報道されている災害についてのニュースを知るたびに、何をどうしてよいか分からず、結局、何も行動を起こすことなく、日々を過ごしていました。

当時、西日本豪雨の被害にあった地域はもともと災害の経験も少なく、また二次災害が発生した際、誰もが精神的にパニック状態である中、ケアマネジャーが利用者の状態把握に努められ、近隣の施設や行政との調整をとりつつ支援されておられたことに大変驚きました。

日頃から出来ることとして、利用者一人一人に災害時

リスク・アセスメントシートや災害時利用者一覧表、災害時情報提供書を活用して、情報を所内で共有できるようにしておくことは非常に重要なことと感じました。また、防災計画やBCPを事前に作成することは、災害ケアマネジメントの軸として、災害後の迅速な対応ができると感じました。しかし、私自身が、支援者の一人として、もっと災害に対する意識を強くもち、知識や心構えを学ばなければいけないことに気づきました。

この度の研修は、大きな災害が未経験な私にとって、分かりやすくご講義頂き、また明日から出来る取り組みを学び、大変貴重な時間でした。

真
明るい
ありがたい



で介護をお手伝いする



福祉用具レンタル・販売・住宅改修

ジョイ・ケア たいよう 松江店

介護保険事業者番号 3270103090

〒699-0045 松江市乃白町527-5

TEL 0853-20-0670

FAX 0853-20-0671

多様なケアプランに対応いたします！
まずはご相談ください！

カラフル訪問看護ステーション

- 原則、お断りは致しません
- ターミナルケアや重度の方への対応も可能です
- 療養上の世話・運動など幅広く支援いたします
- 緊急時は確実に対応いたします
- あらゆるニーズにお応えします
- 理学療法士・作業療法士によるリハビリテーションが可能です

ご家族の不安への相談からターミナルケアまで安心してお任せください！
訪問看護をはじめ、豊心会グループ全体でご利用者様の在宅生活を支えます
(特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所、配食サービス)



社会福祉法人

豊心会

TEL:0852-67-1008

松江市大輪町420番地40

島根県介護支援専門員協会 定期総会が開催され、その後の研修では、2021年4月介護報酬改定、改正法令等施行を踏まえて、講演をいただいています。

ケアマネジャーとして留意すべき点と今後の展望

今年4月に制度改正があり、緩和型導入や加算等が変更された。業務継続計画策定では、感染症及び災害に関わる業務継続計画について経過措置はあるが、具体的な内容を職員間での共有が必要。3年後には義務化、減算が起きる可能性がある。少子高齢化2040年問題では、人口構造格差により介護保険財政安定化に

松江社協介護センター 樋野了子

関する課題の検討が必須。認知症、看取り、重症者対応、LIFEの活用等をケアマネジメントへ。ケアマネジャーは目先の事を考える事が多く、今後も制度改正等ある中で先を見据えたケアマネジメントを展開するためにはケアマネジャーは研修に参加し勉強を積み重ねなければならない事を痛感しました。

『松江地域介護支援専門員協会 事務局移転』のお知らせ

今年度、事務局を移転することとなりました。今後ともご理解ご協力の程、よろしくお祈いします。

【変更後】 松江地域介護支援専門員協会 事務局

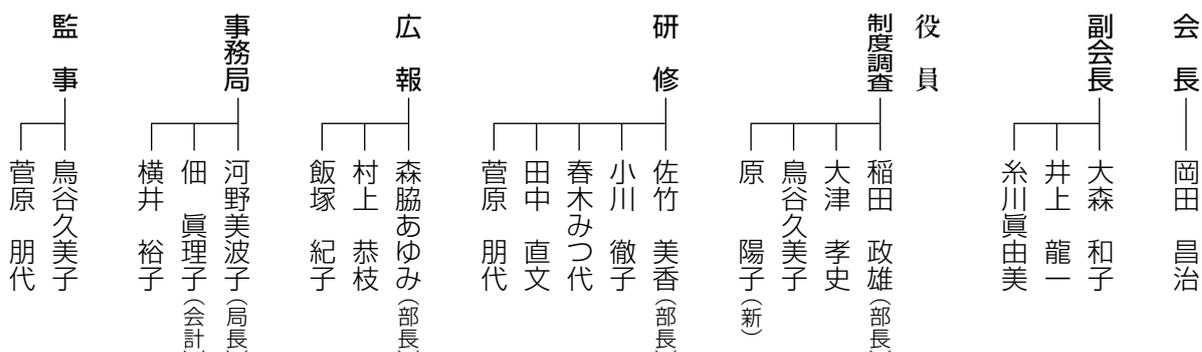
住所：〒690-0033 松江市大庭町1811-3 あおぞら介護センター (内)

TEL：(0852) 60-6565 FAX：(0852) 20-2122

E-mail：aозora-tsukuda@videw.com



令和3年度 松江地域介護支援専門員協会 役員体制



らくらくタイコー

福祉用具レンタル・販売・住宅改修
セーフティホーム 24

松江市北田町 63 番地 4

TEL0852-22-3553 FAX0852-61-0600

株式会社 原商

スマイルケア



福祉用具のレンタル・販売・住宅改修

宍道事業所

松江市宍道町白石81-10

TEL 0852-66-3900

松江事業所

松江市学園1丁目9-3

TEL 0852-32-0294

松江市では、介護保険の要介護者(要支援者を除く)に対して、要介護状態の軽減や悪化の防止と利用者の負担を緩和するために介護保険の支給限度額を超えて利用できる独自のサービスを行っています。

『在宅復帰支援費』といい、介護保険施設等から在宅に復帰する人で、区分支給限度額を超える介護サービスを利用しなければ、在宅での介護が難しい状況にあると認められる場合、6か月を限度として区分支給限度額の2割を上乗せして支給される制度です。申請は1人1回まで。手続きはケアマネジャーが行います。

【利用～請求までの流れ】

①事前相談

申請をする前に、介護保険課に必ず相談をします。

②申請書類の準備

制度について事前に本人及び家族に説明をしておきます。

③申請書類の提出

ケアマネジャーが提出します。申請は遅くともサービス利用希望の前月15日までに行います。

④利用の可否についての審査と決定

決定通知までに要する期間は10日前後です。通知はご本人及び居宅ケアマネジャーに郵送で送られます。

⑤サービスの利用

⑥請求書等の提出

居宅介護支援事業所及びサービス提供事業所が市へ請求関係書類を提出します。
サービス利用の翌々月に振り込まれます。



【利用状況について】

介護保険課給付係
加田 聖さんへ
伺ってきました!!



Q.年間申請件数はどのくらいですか？

⇒A.申請をされ、決定したけれど、結果的に支給サービスに至るまでの利用がなかったというケースもあります。H30年(1件)、R元年(1件)、R2年(4件)、R3年現在まで(3件)です。

Q.この制度についてどのように発信されていますか？

⇒A.松江市ホームページと介護保険パンフレットで発信しています。(松江市ホームページ>事業者向け情報>福祉・介護>介護保険>申請>特別給付)

Q.この制度の活用について、今後どのようにお考えですか？

⇒A.介護保険法は3年に一度、いわゆる「抜本改正」が行われています。改正ごとに、時代の変化に合わせた制度の見直しがされています。

松江市の特別給付についても、介護保険法を順守しつつ、利用者やそのご家族の在宅ニーズに合ったもの、利用しやすいものに変えていく時期ではないかと考えています。

ケアショップ やまさと

福祉用具の
レンタル
販売
住宅改修



有限会社 山本梱包 福祉サービス事業部
〒690-0021 松江市矢田町 36-1
TEL 0852-24-3563 FAX 0852-69-2096

福祉用具・介護用品の店

げんき堂



本店 〒692-0011 安来市安来町 1083
☎0854-22-3652 FAX 0854-22-4222
松江店 〒690-0012 松江市古志原5-6-23
☎0852-28-6041 FAX 0852-28-6045

【実際に利用したことのあるケアマネジャーのエピソード紹介】

	ケースの概要	利用した結果
①	63歳女性。夫、次女と3人暮らし。 癌末期、認知症。歩行困難、食事摂取困難、発熱あり入院。入院前の段階で変更申請し要介護1→要介護4。退院にあたり家族が在宅介護を希望したため申請。	退院後のサービスは訪問看護(医療) 毎日、訪問介護(3回/日)、福祉用具貸与、訪問入浴、訪問診療を利用。限度枠を明らかに超えたが、2割増のサービス利用が可能となり在宅生活を支えることが出来た。 入院期間が短く、原則には利用条件に当たらなかったが、GW前に退院させたい家族の希望があることや、その他の条件はクリアしていることから協議していただき支給決定となった。
②	要介護2、女性。 大腿骨骨折で入院。自宅退院となったが、自宅が市営住宅の2Fで昇降不可。家族介護も難しく、退院後しばらくショートを利用したいと希望あり申請。	本来、ショートは施設系となるため対象外と言われたが、自宅環境や介護力のことを検討いただき支給決定となった。 ショートのロング利用が出来、歩行状態が改善。4か月後自宅へ戻ることが出来た。
③	要介護2。 自宅へ退院されたが、IOC(間欠的傾向経管栄養法)の注入が3回/日あり、訪問看護、通所リハビリ等、医療でのサポートが必要。家族が注入することに不安があり、サービスの介入が必要だったため申請。	2割の上乗せ利用が出来たことで、サービス利用の幅が増え、IOCの注入に家族が慣れる時間が持て、家族の介護力を高めることにつながった。
④	入院中に胃ろう増設し、自宅退院になった。 訪問看護に出来るだけ来ていただく必要あり、通所リハビリとデイサービスも併用すると限度額を超えるため申請。	退院してすぐは介護者が胃ろうの手技に慣れておられず、不安感が強かった。訪問看護が手厚く利用出来たことで、トラブルも少なく在宅生活に移行できた。 毎月、サービス提供事業所と介護保険課に請求書類を持って行く必要があり、ケアマネジャーの事務的な面で少し大変だった。
⑤	肺炎と血管炎、腎機能障害のため、確実な服薬と食事管理が必要な要介護3の男性。 退院後、在宅生活を強く希望されたが独居であり、軽度認知症のため訪問介護の支援が欠かせず申請。	本人の希望通り在宅生活を、訪問介護、訪問看護、福祉用具貸与にて支えることが出来、支給の間に長男との同居の話がすすみ、環境を整えることが出来た。 最期は本人希望で入院となったが、常に家が一番と言われていた方だったので利用して良かったと思う。

【まとめ】

手続きや請求の際、必要書類も多く大変な面もありますが、利用されたことのあるケアマネジャーのエピソードから、松江市がケアマネジャーと連携を取りながら個別の事案について必要性を検討し支給決定されているということも分かりました。また、在宅での

看取り介護を希望されている場合にも限度枠を超えてサービス利用をすることが可能となり、介護力の乏しい家族や独居の方でも、住み慣れた自宅で最期を迎えるお手伝いが可能となるのではないのでしょうか。

今回の特集により、会員の皆様が今までより身近に利用できるきっかけとなると嬉しいです。

株式会社 ラツシュ



〒690-0011 島根県松江市東津田町1806番地1
TEL 0852-67-1145 FAX 0852-67-1146

介護タクシー

ほの か

病院や施設、お買い物の送迎に御電話お待ちしております。

〒699-0203
島根県松江市玉湯町布志名637-96
TEL 0852-62-2206 FAX 0852-62-2306

ケアマネジャーのお仕事って？

～市民向け動画作成に協力しました～

松江市介護保険課から依頼を受け、ケアマネ協会が動画作成に協力しました。

介護の相談役として働く、私たちケアマネジャー（ケアマネさん）を知ってもらう機会になればうれしいです！

担当のご利用者さんへ、お近くの方へ、10時に体操をしてから観ていただきますよう、お声掛けよろしくお願ひしませす!!



マーブルテレビアナウンサー原 奈津美さんと岡田会長 撮影風景



モニタリング訪問に向かう撮影風景

〔放送予定〕
マーブル12チャンネル
木曜日『おうち元気塾』の後
10:25ごろから
&
松江市公式
YouTubeチャンネル

要チェック!!

編集後記

暑い日が続きますが、皆さま夏バテになっていませんか。疲れがたまりやすい時期なのでしっかり水分や栄養や休息をとり、夏バテ予防をしましょう。

さて、今年東京オリンピック開催がコロナ感染対策を取りながら無観客開催でありました。日本選手の皆様、頑張っていましたね。

私たちが制度改正があり目まぐるしい毎日ですが、健康管理に気を付けて日本選手の皆様のように前向きな気持ちで力を合わせて進んでいきましょう。

働くあなたを支援! 困ったときのお手伝いサービス



アイカム株式会社 松江市東長江町902-53

まずはお電話ください!
0120-137-656

サービス付き高齢者向け住宅
花きりんハウス 東出雲



現場力!!

〒699-0111 松江市東出雲町意宇南5-4-1
TEL: 0852-67-5010 FAX: 0852-67-5011
ホームページ: <http://hanakirin.net>